

# 社会福祉法人北社会 役員等報酬等規程

## 【 目 的 】

第1条 この規程は、社会福祉法人北社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事、監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 【 報酬の支給基準 】

第2条 役員等に対する報酬等は、法人の定款第8条、第10条第2号、第21条の規定に従い、別表に定める額を支給する。

2. 法人の会計年度途中で就任又は退任した役員等の報酬等は、評議員会の決議による額を支給する。

3. 第4条によりこの規程を改訂する場合であっても、報酬額は定款第8条及び第21条に定められた額を超えることはできない。

## 【 公 表 】

第3条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定められた報酬額の基準として公表する。

## 【 改 訂 】

第4条 この規程を改訂する場合は、評議員会の議決を経なければならない。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役員等報酬等規程

別 表

役 職 名	報 酬 等 の 額
理 事 長	年額 80,000円
業務執行理事	年額 60,000円
理 事	年額 40,000円
監 事	年額 40,000円
評 議 員	年額 20,000円
評議員選任・解任委員	年額 10,000円